

## 公益財団法人松山市文化・スポーツ振興財団スポーツ少年団指導者資格取得費補助金交付要領

### (趣 旨)

第1条 この要領は、スポーツを通じて、少年の心身を鍛練するために設置されたスポーツ少年団を強化育成するため、スポーツ少年団に属する指導者に対し、公益財団法人松山市文化・スポーツ振興財団（以下「財団」という。）が指導者資格取得に要する経費（以下「資格取得費」という。）の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (資格取得事業)

第2条 資格取得費の対象となる講習会等（以下「講習会等」という。）は、スポーツ少年団の指導者資格取得及び更新に繋がる講習会等とし、理事長はその受講に要する経費の一部を予算の範囲内で交付する。

### (資格取得対象経費)

第3条 資格取得の対象となる経費は、講習会等の受講に必要な直接経費で、次のとおりとする。

資格取得及び更新に繋がる講習会等の受講料

### (資格取得費の額)

第4条 資格取得費の額は、第1号に定める額に第2号に定める人数を乗じて得た額とする。

(1) 1人5,000円とする。(但し、松山市内在住の指導者に限る。また、取得等に要する経費が5,000円に満たない場合は実費相当額を上限とする。)

(2) 講習会等の受講者数

### (資格取得費の交付申請)

第5条 資格取得費の交付を受けようとする団体は、理事長に資格取得費交付申請書を講習会等の開催日の10日前までに提出しなければならない。

(資格取得費の交付決定)

第6条 理事長は、前条の規定による申請書を受理したときは、内容を審査のうえ交付の可否を決定し、資格取得費交付決定通知書により通知するものとする。

(実績報告)

第7条 資格取得費の交付決定を受けた団体は、資格取得事業を完了した日から1か月以内に（ただし、年度末の場合は、翌年度の4月10日までに）実績報告書を提出しなければならない。

2 補助金の交付決定を受けた団体は、次の各号に該当するときは、資格取得計画変更（中止）届を添えて実績報告を行わなければならない。

(1) 講習会等の受講者数に変更が生じた場合

(2) 講習会等の受講を取り止めた場合

(資格取得費の交付時期及び方法)

第8条 資格取得費は、理事長が前条の規定による報告書等に基づき、資格取得事業が申請どおり実施されたことを確認した後に交付する。

2 資格取得費の交付決定を受けた団体は、資格取得費の交付を受けようとするときは、請求書を提出しなければならない。

(資格取得費の返還)

第9条 理事長は、資格取得費の交付決定を受けた団体が虚偽の申請その他不正な手段により資格取得費の交付を受け、又は資格取得費を交付の目的以外に使用したときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第10条 この要領の施行に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。